

静岡市空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市街化区域内に所在する空き家を有効活用することにより、当該区域における定住の促進と地域の活性化を図りつつ、子育て世帯における子育てのための環境の向上、県外から本市への移住の促進及び健全な都市経営のための人口密度の維持に資する居住誘導区域への居住の誘導の促進に寄与するため、空き家情報バンクに登録されている空き家を自己の居住の用に供するために購入した者のうち、その空き家を改修するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「子育て世帯」とは、空き家を取得する者と親子関係にある小学生以下の子どもがいる世帯をいう。

2 この要綱において「移住者」とは、県外から本市に移住する者をいう。

3 この要綱において「居住誘導区域」とは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。

4 前3項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、静岡市空き家情報バンク事業実施要綱（平成28年4月1日施行）において使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空き家であって自己の居住の用に供するために購入したものを改修する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 空き家情報バンクに公開されたものであること。

(2) 空き家情報バンクを利用し、売買契約が締結されたものであること。

(3) 前号の売買契約を締結した日から1年以内の申請であること。

(4) 第2号の売買契約を締結した日前に居住し、又は使用されていない期間が1年以上であること。

(5) 自己の居住の用に供さない部分がある場合については、その部分についても自己の用に供するものであること。

(6) 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備え独立した居住の用に供する部分の延床面積が40㎡以上のもの（改修後に40㎡以上となるものを含む。）であること。

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないこと。

(8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業に係る空き家に10年以上居住しようとするものであって、市長が必要があると認めるものとする。ただし、同一の世帯に納付すべき市民税(その延滞金を含む。)を現に滞納している者がいる者は、補助対象者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち次に掲げる経費で市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 水道、ガス又は電気設備の改修費
- (2) 台所、トイレ又は風呂の改修費
- (3) 内装、外装又は屋根の改修費
- (4) 一部改築、増築及び減築等の工事又は修繕に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以内の額とし、70万円(補助対象者が子育て世帯及び移住者の場合にあつては100万円、これら以外の場合で居住誘導区域に居住する場合(居住誘導区域内から転居する場合を除く。)にあつては80万円)を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、空き家改修事業補助金交付申請書(様式第1号)に補助事業に係る次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費内訳書(様式第3号)
- (3) 見積書の写し
- (4) 当該空き家の改修前の状況を撮影した写真
- (5) 改修工事の内容が分かる図面
- (6) 建築確認済証の写し(建築確認が必要となる工事に限る。)
- (7) 当該空き家の売買契約書の写し

- (8) 所有権移転後の全部事項証明書
 - (9) 誓約書（様式第4号）
 - (10) 世帯全員の市民税の納税証明書（市外からの転居者にあつては、転入前の所在地における市民税の納税証明書）
 - (11) 世帯全員の記載された住民票
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、当該空き家が改修しなければ居住できないと市長が認める場合は、同項第11号に規定する書類の添付を省略することができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定するときは、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により効用の増加した財産については、改修工事が完成した日の翌日から起算して10年を経過する日までの間においては、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 補助金の交付を受けて改修した住宅に、改修工事が完成した日の翌日から起算して10年以上所有し、かつ居住すること。
- (3) 補助事業により効用の増加した財産については、改修工事が完成した日の翌日から起算して10年を経過する日までの間に当該財産を処分することで収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (5) 補助申請に係る書類を整理し、それらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後10年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ空き家改修事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象経費変更内訳書（様式第3号）

(3) 変更後の配置図

(4) 変更後の平面図

(5) 変更後の見積書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、空き家改修事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに空き家改修事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 補助対象経費実績内訳書（様式第3号）

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 領収書の写し

(5) 当該空き家の改修後の状況及び改修事業の内容が確認できる写真

(6) 検査済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）

(7) 住所変更後の世帯全員の記載された住民票（第7条第2項の規定に適用を受けた場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必

要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、空き家改修事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書を市長に提出しなければならない。

（報告、検査又は指示）

第15条 市長は、要があると認めるときは、補助事業者へ補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）第9条の規定により付した条件に違反したと認めたとき。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

空き家改修事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所
申請者 氏名
電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市空き家改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）補助対象経費内訳書（様式第3号）
- （3）見積書の写し
- （4）当該空き家の改修前の状況を撮影した写真
- （5）改修工事の内容が分かる図面
- （6）建築確認済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）
- （7）当該空き家の売買契約書の写し
- （8）所有権移転後の全部事項証明書
- （9）誓約書（様式第4号）
- （10）世帯全員の市民税の納税証明書（市外からの転居者にあつては、転入前の所在地における市民税の納税証明書）
- （11）世帯全員の記載された住民票

様式第2号（第7条、第10条、第12条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 改修事業予算（決算）

事業予算（決算）額	補助対象経費	その他経費
円	円	円

2 補助対象経費内訳 別紙（様式第3号）のとおり

3 事業計画

事業実施場所 (住宅所在地)			
補助対象者	住所	〒	
	ふりがな		連絡先
	氏名		(電話)
施工業者	住所	〒	
	名称		連絡先
	代表者		(電話)
改修事業の内容 (具体的に)			
事業実施期間		年 月 日 ~	年 月 日
建物全体の延床面積		m ²	住宅部分の延床面積 m ²
静岡市空き家登録番号			
備考			

様式第3号（第7条、第10条、第12条関係）

補助対象経費（変更・実績）内訳書

	改修内容	経費
1	水道、ガス又は電気設備の改修	円
2	台所、トイレ又は風呂の改修	円
3	内装、外装又は屋根の改修	円
4	一部改築、増築又は減築等の改修	円
5	その他の改修（具体的に記入してください。）	円
	合計	円

様式第4号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所

申請者 氏名

電話

補助金の交付を受けるに当たり、下記の事項について誓約するとともに、本誓約書の内容について静岡市が警察当局へ情報提供することに同意します。

（1）補助金の交付を受けて改修した住宅については、改修工事が完成した日の翌日から起算して10年以上自己が所有し、かつ、居住すること。

（2）申請者が次に掲げるものに該当しないこと。

ア 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

様

静岡市長 氏 名 印

空き家改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった補助金の交付については、静岡市空き家改修事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容

イ 補助事業の事業計画及び改修事業の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 静岡市空き家改修事業補助金交付要綱第9条に掲げる条件を厳守すること。

(5) 静岡市補助金等交付規則及び静岡市空き家改修事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第6号（第10条関係）

空き家改修事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業を変更（中止・廃止）したいので、静岡市空き家改修事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり承認を申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付書類
 - （1）変更事業計画書（様式第2号）
 - （2）補助対象経費変更内訳書（様式第3号）
 - （3）変更後の配置図
 - （4）変更後の平面図
 - （5）変更後の見積書の写し

様式第7号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

空き家改修事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認の申請があった補助事業の変更（中止・廃止）については、
静岡市空き家改修事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり承認することとしたの
で、通知します。

承認の内容

様式第8号（第12条関係）

空き家改修事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所
報告者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市空き家改修事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 実績額 円

2 添付書類

- （1）事業実績書（様式第2号）
- （2）補助対象経費実績内訳書（様式第3号）
- （3）工事請負契約書の写し
- （4）領収書の写し
- （5）当該空き家の改修後の状況及び改修事業の内容が確認できる写真
- （6）検査済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）
- （7）住所変更後の世帯全員の記載された住民票（要綱第7条第2項の規定の適用を受けた場合に限る。）

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

空き家改修事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、静岡市
空き家改修事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円